

○宜野湾市地域総合整備資金貸付要綱

平成25年12月24日

告示第100号

(目的)

第1条 この告示は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施にあたりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）
- (3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2千5百万円以上

のもの

(4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

(1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)1件当たりの貸付額は、おおむね5百万円以上とし、13億1千万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額を19億6千万円を限度とする。

2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の同条各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の35パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては50パーセント)未満とする。

4 1件当たりの貸付額には、百万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 市は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人が市が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (6) 借入人がその他正当な理由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人が解散したとき。
- (9) 保証人が前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、市が債権の保全のため必要であると認める相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第14条 市から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要書（様式第3号）
- (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書（様式第4号）
- (3) 年度別損益・資金収支計画書（様式第5号）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付けに係る意見書（様式第6号）
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 市は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、この告示に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 市は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書(様式第7号)を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 市は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、市の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

(貸付金の管理)

第19条 市は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

(貸付等に係る事務の委託)

第20条 市は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第21条 前条に規定する委託に際しては、市は、財団と委託契約を締結する。

(補則)

第22条 この告示に定めるもののほか、地域総合整備資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

様式第1号（第14条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市長殿

郵便番号
住 所
申 込 者 名 称
代表者名 印
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

宜野湾市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借りたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、財団法人地域総合整備財団が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円
- 2 事業名 事業
(事業内容については、別添「事業計画書（第2号様式）」のとおり。)
- 3 借入希望条件
 - ① 借入希望時期 年 月
 - ② 借入希望期間 年 月（15年以内）
 - ③ 据置希望期間 年 月（5年以内）
- 4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

様式第2号（第14条関係）

事業計画書

年度第 回 年度目案件 貸付団体名 宜野湾市

事 業 名	(ふりがな)		
事 業 者 名	(ふりがな)		
事 業 地			
設備の取得等の期間	着工	年 月 日、完成	年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地（開発）面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	建物構造
建物延床面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	
雇用効果	新規雇用増加数 うち直接雇用	稼働時 稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

様式第3号 (第14条関係)

(単位：百万円)

事業者概要書		年度第	回	年度目案件	貸付団体名	宜野湾市	
事	(ふりがな) 業名						
事	(ふりがな) 業者名	(系列) (上場 証 部, 非上場)					
代	表者名	(年生) 略歴 兼職					
役	員						
資	本 金 等 従 業 員 数	百万円 名 (うち正規社員 人、非正規社員 人)				設立年月日 創業年月日	
本 社 所 在 地							
出 資 構 成							
主要事業の概要							
主要仕入先				主要販売先			
部 門 別 売 上 高 推 移	決 算 期 (年/月)	/ 期 (比 率)		/ 期 (比 率)		/ 期 (比 率)	
	1 対象事業部門()	(%)		(%)		(%)	
	2	(%)		(%)		(%)	
	3	(%)		(%)		(%)	
	4	(%)		(%)		(%)	
	5	(%)		(%)		(%)	
そ の 他 共 合 計		(%)		(%)		(%)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益 (同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
次期見込			(%)				
財 務 状 況 / 期	流 動 資 産 (うち現預金)	()	流 動 負 債 (うち借入金)	()	金 融 機 関 等 借 入		
	固 定 資 産		固 定 負 債 (うち借入金)	()	借 入 金 残 高 / 期	長 期	短 期
	繰 延 資 産		純 資 産 (うち資本金)	()			
	資 産 合 計						
				そ の 他			
特 記 事 項 等					合 計		

様式第4号(第14条関係)

設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

年度第 回 年度目案件 貸付団体名 宜野湾市

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

(単位：百万円)

設備投資等内訳	費用区分	所要額	支払いベース					備考
			年度	年度	年度	年度	年度	
貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費 A						
		計 B						
	付随費用	人件費						
		賃借料						
		保険料						
		固定資産税						
		支払金利						
		リース料						
	計 C							
	計(B+C) D							
貸付対象外事業費	用地取得費							
	消費税							
	計 E							
	合計(D+E) F							

資金調達内訳	資金区分	調達額	年度					備考
			年度	年度	年度	年度	年度	
貸付対象事業費	対象借入総額	地域総合整備資金 G						保証料率 %
		民間金融機関等借入金						
		計 H						
		計(G+H) I						
	その他	借入金計						
		自己資金						
		その他()						
		計 J						
		計(I+J) K						Dと一致すること
貸付対象外事業費	借入金計							
	自己資金							
	その他()							
	計 L							
	合計(K+L) M						Fと一致すること	
	融資比率(%)						$G/I \times 100$	

様式第5号(第14条関係)

年度別損益・資金収支計画書 平成 年度 第 回 年度目案件 貸付団体名 宜野湾市
 (1)年度別損益計画一本プロジェクトベース

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

(単位：百万円)

		決算期(年/月)												合計	備考		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
損 益 計 画	売上高	a															
	費用	b															
	人件費																
	原材料費																
減価償却費																	
その他																	
営業利益(a-b)	c																
支払利息等	d																
経常利益(c-d)	e																

(注) 1 本件設備投資等実施後(借入発生後)ふるさと融資期間終了までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
 ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。

様式第5号(第14条関係)

年度別損益・資金収支計画書

平成 年度第 回 年度目案件 貸付団体名 宜野湾市

(2)年度別損益計画・資金収支計画—全社ベース

事業名 事業者名

(単位：百万円)

		決算期(年/月)												合計	備考			
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/					
損益計画	売上高	a																
		本プロジェクト																
		既存事業等																
	費用	b																
		人件費																
		原材料費																
		減価償却費	c															
		その他																
	営業利益(a-b)	d																
	経常利益																	
税引後利益																		
利益留保	e																	
内部留保(c+e)	f																	
内部留保累計																		
資金収支計画	資金収入	f																
		内部留保																
		長期借入金等																
		本プロジェクト																
		その他																
		社債発行、増資、等																
	資金収入計	g																
	資金支出																	
		設備投資																
		本プロジェクト																
	その他(更新投資等)																	
	長期借入金返還																	
	本プロジェクト																	
	その他																	
	社債償還、等																	
資金支出計	h																	
差引過不足(g-h)	i																	
過不足累計																		

(注) 1 本件設備投資等実施後(借入発生後)ふるさと融資期間終了までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
 ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。

様式第6号（第14条関係）

宜野湾市長 殿

住 所
連帯保証予定者 名 称
代表者名 印

地域総合整備資金貸付に係る意見書

が実施する 事業
についての当 の意見は下記のとおりです。
なお、 に対する債権保全のために、貴市に損失補償を要求
することはありませんので、念のため申し添えます。

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

様式第7号（第16条関係）

第 号
年 月 日

殿

宜野湾市長 印

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 貸付金の額 金 円也
- 貸付対象事業名 事業
- 貸付年度 年度
- 償還日 第1回 年 月 日 (金額 円)
最終回 年 月 日 (金額 円)
- 連帯保証者 住所
法人名

様式第 1 号 (第14条関係)

様式第 2 号 (第14条関係)

様式第 3 号 (第14条関係)

様式第 4 号 (第14条関係)

様式第 5 号 (第14条関係)

様式第 6 号 (第14条関係)

様式第 7 号 (第16条関係)